

川俣事務所 かわら版 No. 1 1 2 (2025. 3)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

高年齢雇用継続給付の支給率が変更になります ～令和7年4月1日～

60歳到達時に比べて、賃金が75%未満に低下して働き続ける60歳以上65歳未満の者に支給されるのが「高年齢雇用継続給付」ですが、この給付率が令和7年4月1日から次のとおり変更になります。

【対象者】

令和7年4月1日以降に高年齢雇用継続給付の受給要件を満たした者

- ・60歳に到達したとき（昭和40年4月2日以降の生まれの者）又は
- ・60歳に到達時に被保険者であった期間が5年未満の者が、5年に達したとき

【給付率】

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下	各月に支払われた賃金額の10%
64%超75%未満	$-\frac{183}{280} \times (60\text{歳到達時賃金額}) + \frac{137.25}{280} \times (\text{各月に支払われた賃金額})$
75%以上	不支給

※ 60歳到達時賃金額は、60歳到達時に被保険者期間が5年未満の場合は、5年に達したときの賃金額となります。

※ 令和7年3月31日以前に高年齢雇用継続給付の受給要件を満たした者については、支給率の変更はありません。

健康保険の保険料率が改定されました ～令和7年3月1日～

協会けんぽ及び一部の健康保険組合の保険料率が改定されました。

協会けんぽ東京支部の保険料率は、

健康保険9.91%（従前9.98%）、介護保険1.59%（従前1.60%）

令和7年3月中に支給される賞与については、新しい保険料率が適用になりますので、ご注意ください。

新しい保険料率及び各被保険者に係る保険料については、追ってご案内いたします。

雇用保険料率が変更になります ～令和7年4月1日～

令和7年度の雇用保険料率が以下のとおり変更になります。

令和7年4月以降の給与、賞与を計算される際は、ご注意ください。

負担率 事業の種類	労働者負担	事業主負担	保険料率 (合計)
一般の事業	5.5/1000	9.0/1000	14.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	6.5/1000	10.0/1000	16.5/1000
建設の事業	6.5/1000	11.0/1000	17.5/1000

川俣事務所 かわら版 No. 1 1 3 (2025. 3)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

改正育児・介護休業法施行 ～令和7年4月1日～

令和7年4月1日から、改正育児・介護休業法が施行されます。

主な内容は以下のとおりですが、法改正に伴い、就業規則、特に育児・介護休業規程の見直しが必要になります。

☆育児休業関係

(1) 子の看護休暇が「子の看護等休暇」になり、休暇の対象となる子の年齢が、小学校就学前の子から「**小学校3年生修了までの子**」と変わり、取得可能な事由に①感染症に伴う学級閉鎖等、②入園式、卒園式、入学式への参加などが追加されます。

また、労使協定により対象者から除外していた「継続雇用が6ヵ月未満の労働者」については、除外の対象とすることができなくなります。

(2) 所定外労働の制限の対象が拡大され、3歳未満の子を養育する者から「**小学校就学前の子を養育する者**」に変わります。

(3) 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、短時間勤務制度のほか、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、フレックスタイム制などに「テレワーク」も追加されます。

(4) 3歳未満の子を養育する労働者に対し、育児のためのテレワークを導入することが努力義務となります。

(5) 育児休業取得状況の公表義務の対象が、労働者300人超の企業に広がります。

☆介護休業関係

(1) 介護休暇の対象者について、労使協定により除外していた「継続雇用が6ヵ月未満の労働者」については、除外の対象とすることができなくなります。

(2) 家族の介護を必要とすることを申出た労働者に対し、介護休業制度や介護両立支援制度等の個別の周知、意向確認を行わなければなりません。

(3) 40歳になる労働者に対して、介護休業制度や介護両立支援制度等について、周知しなければなりません。

(4) 仕事と介護の両立両立支援制度を利用しやすい相談窓口の設置など雇用環境整備をしなければなりません。

(5) 家族を介護する労働者に対し、介護のためのテレワークを導入することが努力義務となります。

子の養育を支援するための新たな給付金 ～令和7年4月1日～

☆出生後休業支援給付金の創設

夫婦が共に一定期間に14日以上の子の育児休業（出生時育児休業）を取得する場合等に、28日を限度に、休業開始前賃金の13%相当額を育児休業給付金（出生時育児休業給付金）と併せて支給するものです。

支給要件や配偶者がいない場合などの例外については、担当職員にお尋ねください。

☆育児時短就業給付金の創設

2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金の10%相当額を支給するものです。

受給資格、支給要件がありますので、詳細については、担当職員にお尋ねください。